

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 入所措置の申出があった者又は入所中の者に対する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所措置の要否に関すること。
- (2) 入所不適合と判定された者に対する保健福祉施設等の活用に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織し、次に掲げる者を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 老人福祉施設長
- (2) 地域包括支援センター長
- (3) 医師
- (4) 保健所長
- (5) 老人福祉指導主事
- (6) 老人福祉担当者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 特定の議事につき、特別の利害関係を有する委員は、当該議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部長寿社会課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。